

大口町告示第38号

大口町グループホームの家賃等助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月27日

大口町長 鈴木雅博

大口町グループホームの家賃等助成事業実施要綱の一部を改正する  
要綱

大口町グループホームの家賃等助成事業実施要綱（平成27年大口町告示第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に、「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

様式第1中

「

|      |       |    |       |
|------|-------|----|-------|
| 生年月日 | 年 月 日 | 性別 | 男 ・ 女 |
|------|-------|----|-------|

」

を

「

|      |       |
|------|-------|
| 生年月日 | 年 月 日 |
|------|-------|

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。